

第17回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委 員 出 欠 表

第 1 7 回定例会 令和 6 年 8 月 2 9 日

開会 1 0 時 閉会 1 1 時 4 0 分

出 席 委 員
(2 3 名)

会長 依田 繁二	会長代理 船田 寿夫
1 小野澤 文利	1 4 柳澤 大作
2 笹平 民男	1 5 上原 真由美
3 檜原 龍太郎	1 6 北沢 秀則
5 小野 高男	1 7 武舎 和久
6 杉田 修司	1 8 山田 貴司
7 小宮山 信幸	推進 上原 敦夫
8 保科 正行	推進 五十嵐 秀人
1 0 井出 藤男	推進 伊藤 茂
1 1 田口 千秋	推進 白石 文生
1 2 比田井 尚良	推進 大塚 和信
1 3 田中 章	

議事録署名委員

1 小野澤 文利 2 笹平 民男

出 席 職 員
(7 名)

農業委員会事務局
事務局長 重田 雄一
事務局次長 小林 誠司
事務局 佐藤 一弥
事務局 黒澤 しほ
事務局 鈴木 優
事務局 堀 涼佳
事務局 小林 千恵美

議事

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農用地利用集積計画について
報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取り下げについて

第 4 回 農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館 2 階 大会議室

事務局 これより第17回農業委員会定例総会を始めさせていただきます。
開会につきまして、会長代理からお願いします。

船田代理 台風10号の進路が気になる中、お集まりをいただきまして大変ご苦
労様です。ただいまより第17回定例総会並びに全員協議会を始めさせ
ていただきます。よろしくお願いします。

事務局 ありがとうございます。続いて会長からご挨拶をいただきまして、そ
の後、議事録署名の指名及び議事進行につきましても会長からよろしく
お願いします。

会長 暑い中で農地パトロールが行われていると思いますが、酷暑が続いて
いますので十分に気をつけて調査をお願いします。

さて、8月の主な行事をご報告申し上げます。12日に北御牧地区青
空朝市が開催され、花岡市長に来賓でご出席いただきました。地区担当
の農業委員7名で盆花200束を束ね、完売いたしました。地元の皆さん
はじめご協力いただいたことにつきまして感謝申し上げます。

21日には都市計画マスタープラン委員会が開催され、東御市のま
ちづくりアンケート調査が始まります。無作為に送るわけですが、委
員の皆さん方が該当されましたら、東御市の人口定着の取り組みの調
査で農産物の振興、ワイン振興についてご提案をいただければ、あり
がたいと思います。

26日は青年等就農計画認定審査会が行われ、今回は2月に認定さ
れた7名の方が、露地野菜、施設野菜の経営資金助成の審査が行われ
ました。

27日は上小農業クラブ青年協議会主催による新規就農者激励会が
あり、上小農業委員会協議会長の代理として激励会に出席しました。主
な会議は以上です。

早速審議に入りたいと思いますが、本日の議事録署名は1番の小野
澤委員と2番の笹平委員をお願いします。それでは第1号議案、農地
法第3条の規定による許可申請について、案件が5件あります。事務
局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明しま
す。

3-1 ○○番他○○筆、図面は1ページをご覧ください。○○の○
○から○○にある農地です。譲受人は○○の方です。譲渡人は○○の方

です。譲渡人は〇〇に在住のため、管理ができないので譲り渡すものです。譲受人は、経営規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地にはブドウ、ブロッコリーを栽培予定です。また、住宅が隣接しており農薬の使用については、地域の防除基準に従いながら耕作することです。譲受人は、すでにブドウを栽培している方で譲受人農地から徒歩〇〇分で問題ないと判断しました。

3-2 〇〇番、図面は2ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど〇〇にある農地です。譲受人、譲渡人は〇〇の方です。譲渡人は、相続により土地を取得しましたが、管理ができないため譲り渡すものです。譲受人は、これまでも申請地で耕作を行っており、今後も農地の管理や耕作を継続していくため、正式に農地を所有権移転するものです。申請地では、キュウリ、ピーマンを栽培しています。〇〇歳ですが〇〇がいて、一緒に耕作していますので問題ありません。譲受人自宅から徒歩〇〇分で問題ないと判断しました。

3-3 〇〇番、図面は3ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど〇〇にある農地です。譲受人、譲渡人は〇〇の方です。譲渡人は、譲受人から経営規模を拡大したいとの話があり、譲り渡すものです。譲受人は経営規模拡大するため、譲り受けるものです。申請地では、大豆、水稻を栽培する予定です。申請地については、一部すでに大豆が植えられている状況です。譲受人自宅から徒歩〇〇分で問題ないと判断しました。

3-4 〇〇番他〇〇筆、図面は4ページをご覧ください。〇〇から〇〇にある農地です。譲受人は〇〇の方です。譲渡人は〇〇の方です。譲渡人は〇〇に在住のため、管理ができないので譲り渡すものです。譲受人は、これまでも申請地で耕作を行っており、今後も農地の管理や耕作を継続していくため、正式に農地を所有権移転するものです。申請地にはすでにブドウが植えられており、袋掛けもしてある状況です。譲受人自宅から徒歩〇〇分で問題ないと判断しました。

3-5 〇〇番〇〇筆、図面は5ページをご覧ください。譲受人は〇〇の方です。譲渡人は、〇〇の方です。譲受人は経営規模を拡大するために譲り受けるもので、これまでも農地の管理をしており、正式に譲り受けるものです。申請地ではブルーベリーを栽培します。譲受人は申請地以外でもブルーベリー等を栽培しており、拡大していきたいことです。譲受人自宅から徒歩〇〇分で問題ないと判断しました。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、番号1の案件につきまして、杉田委員より説明をお願いします。

杉田委員

資料は1ページをご覧ください。場所は〇〇に点在する農地です。譲渡人は〇〇の〇〇ですが、〇〇の出身の方です。〇〇が今年、お亡くなりになり相続により〇〇の〇〇が所有することになりましたが、管理ができないということで同じ〇〇でご近所の〇〇が譲り受けることになりました。〇〇は水田〇〇アールと、ブドウ〇〇アールの栽培、耕作されている方で、自宅の農地の近隣でもありますので問題ないと思います。現地を見させていただきましたが、〇〇番は草が刈ってあり〇〇自身が刈ったということで耕作の意欲も感じられますので、問題ないかと思えますのでご審議の方をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは番号1の案件につきまして、ご意見ご質問のある方は挙手の上発言をお願いいたします。ないようでありますので、採決に入りたいと思います。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号2の案件につきまして、武舎委員より説明をお願いします。

武舎委員

場所は2ページをご覧ください。〇〇へ入った大通りに鉄塔があり、2つ目の鉄塔の場所が今回の該当場所です。〇〇番の中央に四角い柵がありますが、これが〇〇の鉄塔の場所です。この場所は、以前から今回譲り受ける〇〇が借りていまして、周辺はほとんどブドウです。ここだけはブドウを作れないので、野菜、特にキュウリとピーマンを作って、この土地を維持していたということです。譲渡人の〇〇は〇〇、〇〇がお亡くなりになって相続されましたが、農業を維持することは困難であるため、借りていただいたものをそのまま譲り受けて欲しいということで、両者が合意に至ったということです。譲受人の〇〇は〇〇歳で〇〇ですが、このような手続き等と農業は〇〇がやっています〇〇でこのまま農業を進めていくという積極的なお話を聞きました。今後も野菜等を栽培しますが、周辺が自分の土地で特にブドウを中心に作っていますので、周辺等も影響もなく、従来からやっていたとおり進めていくということなので、特段問題はないと理解しておりますが、ご審議をよろしくをお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは番号2の案件につきまして、ご意見ご質問のある方は挙手の上発言をお願いいたします。

小宮山委員

譲受人の〇〇は一緒に農業をやられている方ないしは、後継者はい

るのですか。

武舎委員 先ほどお話ししましたように、〇〇が継承して親子でやっています。

小宮山委員 了解です。

議長（会長） 他にありませんか。ないようでありますので、採決に入りたいと思います。番号２の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号３の案件につきまして、北沢委員より説明をお願いします。

北沢委員 今回の該当地は、大豆が数本ぐらい隅に植えてあるという状況です。３条の関係には許可しても影響を与えるような場所ではないということだけは、付け添えて、説明させていただきます。

議長（会長） ありがとうございます。それでは番号３の案件につきまして、ご意見ご質問のある方は挙手の上発言をお願いいたします。ないようでありますので、採決に入りたいと思います。番号３の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号４の案件につきまして、小野澤委員より説明をお願いします。

小野澤委員 場所につきましては、お手元の資料で４ページをご覧くださいと思います。〇〇から〇〇に位置し、申請農地につきましては〇〇番他〇〇筆となっています。譲渡人は〇〇にお住まいの〇〇です。この方の実家は〇〇の〇〇という同じ地域です。現在は空き家状態となっています。譲受人は、同じく〇〇の〇〇を経営しています〇〇です。〇〇は、〇〇を経営する傍ら、昼間はほとんどブドウを中心に農作業を行っている状況です。ブドウ栽培に使用するスピードプレーヤー等も所有していただき、他に家族〇〇人で行っている状況です。譲渡人は〇〇で遠隔地であり、また〇〇にもなってきた耕作ができないことから所有権移転をし、譲受人は農業経営規模の拡大を望んでいたことからブドウ栽培のノウハウもあるということで今回申請するということです。特段問題ないかと考えられますが、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。それでは番号4の案件につきまして、ご意見ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。

五十嵐委員 1つ教えてください。〇〇番の畑ですが、これは取り付け道路がありませんが、どうなっていますか。

議長（会長） 取り付け道路について説明をお願いします。

事務局 取り付け道路について説明します。〇〇番については、道路から〇〇番に向けて〇〇所有の公衆用道路が通っているようになっています。

議長（会長） 公衆用道路が通っているということですが、この地図の上では、どう見るか説明をお願いします。

事務局 〇〇と書いてある文字の道から〇〇に延びる道がありますが、そこから〇〇番に向けて〇〇に細く道路が通っているようになっています。〇〇メートル位の幅で、〇〇番向かって道が延びているような状況です。

議長（会長） 今の説明でよろしいですか。

五十嵐委員 はい。

議長（会長） 他にご質問はありませんか。ないようでありますので、採決に入りたいと思います。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号5の案件につきまして、田中委員より説明をお願いします。

田中委員 場所につきましては、5ページを参照していただきたいと思います。譲受人の自宅は、〇〇と書いてある〇〇です。そこから〇〇にかかる橋がありますが、その上の土地も譲受人の農地となっていますが、〇〇から〇〇メートル上った場所です。譲受人は〇〇で〇〇の出身ですが、現在は〇〇に住んでいます。譲受人の〇〇ですが、この建物のすぐ隣に〇〇の事務所があり、そこで仕事をしています。農業関係は、田んぼが主体であり〇〇ほど持っていて、その他キウイフルーツ、アケビなど

の手間のかからないものを栽培している状況です。今回取得の農地は、長年、土地が隣接しているということで、草刈等の管理をずっとやっていた経過があり、譲渡人も〇〇になり農地管理ができないということで今回買っていただけないかと相談があったそうです。取得の農地はブルーベリーに、家庭菜園的なものを栽培していきたいという予定です。〇〇は地元の多面事業の役員もやっぴまして、積極的に地域のために活動していただいておりますので、特段問題はないと思いますがご審議の方よろしくお願ひします。

議長（会長）

ありがとうございます。地元の多面事業の役員をされているということですが、ご意見ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようでありますので、採決に入りたいと思います。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、案件が2件出ております。事務局より説明をお願いします。

事務局

第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてお願いします。

5-1 5条1番は、報告案件と関連があるため一括の説明とします。〇〇番、所有権移転、資料は6ページ、7ページをご覧ください。場所は〇〇の〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の〇〇、譲渡人は〇〇の方です。当初は、申請地の〇〇隣接地にある住宅では在宅勤務をするのに手狭なため、在宅用事務所を建築する予定でしたが、〇〇からの指摘により、当該敷地の用途地域では、事務所が建築できないことから、申請を取り下げ、本申請に至りました。本申請では、譲受人は在宅勤務でも仕事に支障がないため、〇〇から移住するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

5-2 〇〇番、所有権移転です。資料は8ページ、9ページをご覧ください。〇〇の〇〇にある農地です。通路敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在隣接地に畑を所有していますが、現状の通路では不足しているため計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種農地ですが、農業用施設として、〇〇で定めるものの用に供するために行われるものであることから、転用はやむを得ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、番号1の案件につきまして、保科委員より説明をお願いします。

保科委員 先ほど事務局からお話があったとおり、この案件は先月も申請したものです。裏にある母屋は応接場所として、建物を造り、直接入れるように土間を造って、トイレもあった方がいい、お茶を出すには水道も必要ということになります。ただ、これはもう事務所になるので、第1種低層住宅では建てられないため、改めて住居ということで今回の申請にしました。応接場所は、リビングという名称にして全体はほとんど変わっていませんが、再度の申請になっています。住宅としての申請になります。よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。先ほど事務局からも話がありましたが、報告第1号と番号1のそれぞれご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようでありますので、採決に入りたいと思います。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号2の案件につきまして、杉田委員より説明をお願いします。

杉田委員 それでは資料8ページ、9ページをご覧ください。〇〇集落の中にある農地です。農地への進入路ということで申請が上がっています。譲渡人は、先ほど3条でもありました〇〇の〇〇です。譲受人は〇〇に在住の〇〇です。図面8ページを見ていただきますと、今回申請地5条の2となっているところが進入路で、右側の果樹園のマークが付いているところが〇〇の所有する農地ということです。そして〇〇の住宅が〇〇のすぐ〇〇で、そこから細い道で果樹園に車が入っていけないような状況です。今回、車で入れるような入り口を確保したいということで申請になりました。農地の進入路は3条申請でも通りますが、この〇〇番は、岩みたいな石があり重機でないと平らにならない感じですが、そこに農作物を作るとするのは困難な場所だということもあり、進入だけの入り口しか使わないので今回5条申請で、この農地の取得をするということで申請が上がっています。よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問のある方は挙手の上発言をお願いいたします。

五十嵐委員 教えていただきたいのですが、3条申請すれば農地になり非常に税金

等は免除されます。5条申請は雑種地かになり、税金が結構高いと思いますが、それでよろしいのですか。

議長（会長） 事務局お願いします。

事務局 ただいまの五十嵐委員のご質問にお答えいたします。今回、5条申請に至ったのはご本人さんが5条申請にしたいというわけではなく、5条申請でしか通路になりえないという状況だったので5条申請になっています。なぜかといいますと、先ほど杉田委員に説明していただいたとおり、申請者のご自宅から既存の農地に行くまでに、道はすでにあるわけです。ただ、その道を広げるのではなく新たに必要以上の通路を設置するということに関しては、通路にさせていただく他ないということで〇〇や、〇〇で確認をしています。

せっかくなのでご説明をさせていただきますと、この必要以上という判断をどこでするかという話になってきますが、今回のケースは、農業用機械が容易に行き来できる場所があるかどうかというところですので、今回の図面を見ていただきますと、〇〇番が車の行き来ができないのではないか、通路で3条取得でもいいのではないかと思いますが、現在でも〇〇番の通路を農業用機械だけであれば問題なくできるわけです。ただ、今回の申請者は車の車両の乗り入れをするために、新たに通路を設けたいということの申請であったため、それについては5条が適当ということで、五十嵐委員がおっしゃっていただいた多少税金が高くても、通路を設置したいという意向がありました。余談ですが、例えば〇〇番と〇〇番を合わせ、農地をすべて耕作するということで申請があれば、3条申請で問題なかったわけです。今回の申請者については、通路分しか取得しない計画であったため、5条申請の転用ということでお話をさせていただきました。農地の規模にもよりますが、例えば〇〇の〇〇、〇〇の〇〇は、大型トラックが入る通路を開けますという申請があったときには、3条申請が可能です。周りに農業用の大きな施設がありますので、必要限度が農地によって異なってきますので、そういったところについては、舗装、採石は3条申請が可能です。この農地に対して必要以上の通路を開けるといった場合については、5条申請になりますのでよろしくお願いします。

議長（会長） 今の説明でよろしいですか。他の皆さんも質問があったら上げていただいてご理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

小野澤委員 今回の回答に関連してですが今回の通路は、最低限の幅員でいいのかと

はと思いますが、条件としてこの通路の幅員というのは特に何かあるのですか。

議長（会長） 事務局より幅員に対する説明をお願いします。

事務局 通路の幅員に対して、決まりは特段ありません。申請者さんが、車両の乗り入れをするために必要な幅員を確保して通路敷地として転用したいという申請でしたので、今回の面積が〇〇平方メートルは過剰な転用でないというところを判断しているところです。

議長（会長） よろしいですか。他にご質問ありませんか。ないようですので、採決に入りたいと思います。番号２の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、第３号議案、農地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事務局 第３号議案、農用地利用集積計画８月分について説明します。資料の４ページが通常の利用権設定です。３件、３筆、合計３，８５７平方メートルです。資料の５ページが所有権移転です。１件、２筆、合計２，７４１平方メートルです。資料の６ページが中間管理機構を使った利用権移転です。１件、５筆、合計８，２６３平方メートルです。資料の７ページが中間管理機構を使った利用権設定です。３件、５筆、合計９，９０９㎡です。全体の合計は８件、１５筆、２４，７７０平方メートルです。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、農地利用集積計画についてご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いいたします。

五十嵐委員 例えば土地を借りたいという方がいて、これを見ると毎回新規の方が土地を何筆か借りていますが、借りたけばずっと借り、多くの土地を借りていますので、この借りたいという方の経営能力、管理能力の判断基準はありますか。

議長（会長） 受け手の側の経営能力関係について、大まかにわかればお願いします。

事務局 中間管理機構を使う場合については、現状、認定農業者の方、認定新規就農者の方、地域計画に設定された経営体の方と決まっていますので、ある程度の農業規模をやっている方に使っていただくようになっています。通常の利用権設定の方は、どなたでも借りられる状況ではありますが、広いところを一気に借りる場合については、個別に聞き取りをして確認をしている状況です。

小野澤委員 4 ページで借り手の方が福岡県ですが、現実的にはこの方が耕作されているかはよくわかりませんが、その辺りの確認が取れているのかどうかということと、この〇〇という場所に桑を栽培するようになっていますが、面積は〇〇坪位、桑を作り栽培された後はどのように利用しているのですか。栽培の仕方によっては、かなり周辺に問題になるのではないかと思います。また現地を確認されているのか、事務局からお聞きしたいと思います。

事務局 まず、農地を借りる方のご住所については〇〇とありますがこちらに拠点があり、農業をしている間はこちらに住んで2拠点生活をしている方ですので、耕作自体は問題ないと判断しています。桑については以前から植えてありますので、管理されていることは確認できています。自分で工芸を行って工芸のために桑を育てたいと伺っています。

議長（会長） ありがとうございます。今の説明でよろしいですか。

小野澤委員 はい。

議長（会長） 他にご質問ありませんか。ないようでありますので、採決に入りたいと思います。農地利用集積計画につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め決定といたします。続きまして、第4回農業者経営改善計画認定審査会の審議に入りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事務局 農業経営改善計画認定審査会は更新が1件あります。〇〇です。認定農業者の更新申請となります。住所は、〇〇です。営農類型は単一経営、果樹類となっていて目標も同様です。現状、年間所得は〇〇円、目標は〇〇円。労働時間は、〇〇時間、目標も同様です。主たる従事者は〇〇人です。生産について、ワインブドウを栽培しています。目標とし

ては、作付面積を増やし生産量を増やしていく計画となっています。

(2) 農畜産物の加工・販売その他の関連・付帯事業(売上げ)については、農業関連の関係で〇〇を経営しており、また〇〇も事業として行っています。売り上げについては、記載のとおりです。

(3) 農用地及び農業生産施設については、農用地が〇〇ヘクタールあり目標は〇〇ヘクタールへ増やす予定です。農業生産施設はワイン醸造所が〇〇棟あります。

③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置は、現状、農地は旧リンゴ畑を利用しているため、小さな区画の集合体となっており面積効率が悪い状態となっています。今後、大規模に農地が確保できている〇〇の農地を耕作するため面積効率が良くなっていきます。機械化を進め生産効率を向上させ生産量を増やしていきます。

④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は、これまで8品種程のブドウ品種を作付けして、商品化をしてきたとのこと。今後は、生産効率の良い2品種(ソーヴィニヨン・ブラン、ピノ・グリ)に注目し、御堂の農地で大量生産し売り上げを増やしていきます。

⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置は、フレックスタイム制の導入により従業員の働き方を柔軟にしていきます。

⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置については、新会社の〇〇の醸造所を利用してワインの生産量を増やしていきます。

経営の構成については、記載のとおりです。雇用者については、〇〇人から〇〇人へ増やしていく予定となっています。次のページに行きまして、生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画については、ヒッチカーゴ、トラクター等を取得する計画となっています。収支計画については記載のとおりとなります。

議長(会長) ありがとうございました。担当委員の北沢委員から補足説明をいただきたいと思います。

北沢委員 〇〇については〇〇が代表として、活躍されています。栽培、販売については、事務局の説明のとおりです。将来的な規模拡大を目指して取り組まれているため、地元の農業委員として期待しています。

議長(会長) ありがとうございました。何かご意見ご質問ありますか。

五十嵐委員 1つ教えてください。作付面積が現状と目標値が変わりませんが、〇〇の整備されたブドウ畑になることで、こんなに生産量は見込めるのですか。

〇〇ヘクタール前後で〇〇トンを確保していて、残りの〇〇の農地が〇〇～〇〇ヘクタール位あり、まだ収穫できない状況です。将来的に収穫できるため、生産量が増えて〇〇トンになります。〇〇にも、確認は取れています。

ただいま説明でよろしいですか。

はい。

他にありませんか。ないようですので、以上を持ちまして第4回
農業者経営改善計画認定審査会を終了とさせていただきます。

本日の提案事項につきましては全案終了とさせていただきます。ありがとうございました。

事録署名人 _____ (※直筆をお願いします)